

国大協企画 7 2 号
令和 3 年 1 月 2 7 日

文部科学省高等教育局長 殿

一般社団法人 国立大学協会
会長 永 田 恭 介

第 4 期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱（仮称）
（素案）について（意見）

第 4 期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱（仮称）については、先般、各国立大学法人に対し、意見照会がなされたところです。

第 4 期中期目標期間における中期目標・中期計画を検討するにあたり、各国立大学法人に共通する重要な観点について、国立大学協会として、下記のとおり意見を取りまとめております。ついては、今後貴省及び「国立大学法人評価委員会」において検討されるに際し、ご勘案いただきますようお願いいたします。

記

1. 総論的事項

- ・国立大学協会は、「第 4 期中期目標期間に向けた国立大学法人の在り方にかかる検討課題について（中間まとめ）」において、「国として国立大学法人に求める基本的事項に限り目標として示すべき」としている。また、「各法人の個性に応じた多様な中期目標・中期計画の設定を可能とする新たな仕組みとすべき」としている。中期目標大綱（素案）で示される前文及び 25 項目は、国立大学法人全体に対して国として求める機能・役割の基本的事項を提示するものとすべきである。
- ・中期目標大綱（素案）で示される 25 項目は記述が詳細に過ぎ、ここからそのまま選択をするという方法では、各法人が画一的な目標を設定することにならざるを得ない。各国立大学法人はそれぞれに特色を持っており、その多様性こそが国立大学法人総体としての強靱性の根源である。したがって、文部科学省においては、中期目標大綱（素案）は現在の 25 項目に関連したキーワードや骨子を提示するにとどめた大幅に簡素なものとし、これに各法人が独自の記述を可能とすることにより、各法人に十分な自由度を認めることが国立大学法人の多様性を確保する観点から不可欠である。
- ・25 項目の記述において中期目標に記載すべき、国が国立大学法人に求める「機

能・役割」と、中期計画に記載すべき、それを実現するための具体的な「方策・手段」が混在している。「方策・手段」にあたる記述は、中期目標大綱に記載するのではなく、別途例示として記載すべきである。

- ・各国立大学法人が中期目標大綱の趣旨を咀嚼し再整理の上、各法人の特性に応じた自らの目標とすることで、それぞれがそのポテンシャルを最大限発揮し、国立大学総体として我が国全体の教育・研究力の向上に貢献するものである。そのため、国立大学法人法においては、中期目標を定めるときは、あらかじめ文部科学大臣は国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮した上で法人自ら中期目標の素案及び中期計画を策定することになっており、国立大学法人法制定の際の付帯決議においても、中期目標の実際上の作成主体は法人であるとされている。したがって、国立大学法人が中期目標の素案を策定する際は、中期目標大綱について「方策・手段」の取捨選択や追記・削除を可能とすべきである。

2. 具体的事項

- ・今回の中期目標大綱（素案）のなかで選択した項目によって運営費交付金の配分が変わることがないことはもとより、中期目標・中期計画の進捗状況が直接毎年の運営費交付金の配分に影響を与えることがない旨を明らかにすべきである。
- ・国立大学法人評価のスキームについて、評価時期、選択項目数の評価への影響を、各大学における中期目標・中期計画策定に先立ち、早急に示すべきである。
- ・国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議で検討されている多様なステークホルダーとのエンゲージメントと、中期目標・中期計画との関係についての考え方を明らかにすべきである。
- ・中期目標は法人ごとに策定することになるため、1法人複数大学となる法人においては、各項目の部分的修正も行えないとなった場合、結果としてすべての項目を選択する必要があることについて配慮が不可欠である。
- ・法人によっては、学部と大学院の教育を一体として（6年、9年一貫）実施しているため、学部・修士・博士の3つに項目が分けられても選択できない法人もある。そのため、項目を統合する等の自由度を認めることが必要である。

3. その他

- ・各法人の独自性を十分に踏まえた中期目標を策定するため、今般の各法人による意見提出内容に、当該法人の中期目標（素案）の策定が縛られるものではないこと（今回意見提出を行っていない事項についても各法人は追記・削除が可能であること）が必要であるとともに、中期目標の素案提出後、中期目標の策定に向けては貴省と各法人において必要に応じ十分な協議がなされるようご配慮願いたい。